

東京都の許可を、 本気で 取りに行く。

「経管がない」「資格者がいない」…

難しい案件にも、許可取得への道筋があります。

10年実務の証明・
執行役員経管も
対応可



こんな“お困りごと”はございませんか？

経営業務管理責任者の
要件を満たす役員がいない…

国家資格者がおらず、実務
経験10年の証明が必要…

グレーゾーンを解消し、
建設業法を順守したい…

行政書士法人 スマートサイドなら

建設業許可は、要件を満たす証拠をどう組み立てるかで結果が変わります。「経管がない」「有資格者がいない」案件にも、道はあります。

行政書士法人スマートサイドなら、御社の経歴を精査し、許可取得への道筋をご提案します。

01

難案件に強い

執行役員の経験を
「経管」に

取締役登記がなくても、執行役員としての経験で要件を満たせる場合があります。

02

実務経験の証明

10年の実務経験を
証明

契約書や注文書など裏付資料の集め方から、証明の組み立てまで支援します。

03

許可後も安心

経審・入札まで
ワンストップ

決算変更届や更新手続き、公共工事への挑戦まで一貫してサポートします。



専門書籍の出版実績



行政書士法人 スマートサイド

お申込みは、右QRコードの「お問い合わせフォーム」からのみ承っています。お電話での手続きに関するご相談・ご質問には対応いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

※手続きに関する初回相談は、有料(60分11,000円)の事前予約制となっております。

